

# みんなが主役 “ふるさと兵庫”

平成26年度 参画と協働関連施策の年次報告

平成27年8月  
兵 庫 県

## I 参画と協働関連施策の推進状況

平成 26 年度は、県民の参画と協働を推進するため、庁内の推進体制に係るものも含め 574 施策を実施しました。

地域づくり活動の支援については、395 施策で増加傾向にあり、活動支援の枠組みを充実させています。事業分野別では、「まちづくり」が 35%と最も多く、次いで「農山漁村振興」が 12%、「環境保全」が 11%の順となっています。

また、平成 26 年度は特に、次世代を担う若者の地域づくりへの関わりを促進するため、「ふるさとひょうご青年隊事業」など地域と若者が協働で取り組む活動への支援を充実させました。

県行政への参画と協働の推進については、①県広報物への県民参画などを通じた情報共有の推進、②パブリックコメント手続制度や審議会の公募委員制度など県民の意見提案や政策形成段階への参画機会の確保、③指定管理制度や推進員制度などによる公民協働の取組の推進など 168 施策に取り組み県行政への参画機会の確保に努めました。

### <平成 26 年度施策数>

県職員の認識向上や全庁一体となった推進体制整備に向けた施策（11 施策）を含め 574 施策

地域づくり活動の支援に関する施策	施策数	県行政への参画と協働を推進する施策	施策数
(1) 新たな活動を生み、育む * 地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応 * 多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大 * 実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	136	(1) 県民と情報を共有する * 主体的に選択できる情報を提供 * 県行政の評価・検証への県民参画の促進	24
(2) 活動を高め、支える * 活動が主体的に継続されるための支援 * 既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援 * 地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援 * 財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	63	(2) 県民と知恵を出し合う * 県民提案の具体的な取り組みの推進 * 審議会などへの県民の参画機会の拡充	21
(3) 活動をつなぎ、広げる * 人や活動のネットワーク形成 * 地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援 * 中間支援機能を持つ組織・団体を支援 * 各地域での総合的な支援拠点を充実	196	(3) 県民と力を合わせる * 県民の主体性を生かした多様な協働の展開 * 公民協働の取り組みの拡充 * 推進員など多様な主体の連携を支援	123
合 計	395	合 計	168

### <施策数の推移>

年度	H22	H23	H24	H25	H26
地域づくり活動の支援に関する施策	315	342	367	386	395
県行政への参画と協働を推進する施策	172	174	175	169	168
県職員の認識向上、庁内推進体制に関する施策	12	12	11	11	11
計	499	528	553	566	574

### ○古民家を活用した地域活性化イベント（南あわじ市）

大学生が、改修した古民家を拠点に地域活動を展開。観光客の呼び込みにも貢献

- ・観光マップの作成
- ・ちりめんじゃこをテーマにしたアート展示



古民家でのアート展示

## 活動を高め、支える

### 若者の視点や発想を活かし、地域づくり活動の活性化

#### 「がんばる地域」交流・自立応援事業

多自然地域において、地域が自由な発想により企画した地域活性化の取組を支援。若者との協働により活動が活性化

〔実施件数〕 32 件

〔取組例〕

#### ○棚田保全によるふるさとの風景づくり（佐用町）

地域住民が、高校生や大学生と連携し、棚田の保全やハイキングコースの整備。棚田の魅力アップに貢献



棚田の保全活動

#### ○朝倉山椒を使用した特産品開発（養父市）

地域住民が、大学生と連携し、特産品の朝倉山椒を使った加工品を開発

- ・地元の直販所での販売
- ・都市部の見本市への出展



朝倉山椒の加工品開発

## 活動をつなぎ、広げる

### 多様な主体のつながりをつくり、地域づくり活動への広がりを支援

#### ふるさとむら活動支援事業

農山村集落が、都市住民をボランティアとして受け入れ、ともに農作業や伝統行事を実施する取組を支援。若者の参画が拡大し、都市農村交流が進展

〔実施件数〕 43 地区（実施地区数）

4,314 人（ボランティア延べ参加者数）

## 若者が知恵を出し合い、活動を高め、つなぐ機会を創出

### ○ひょうごふるさと環境フォーラム

県内7地域でリレー開催した「ふるさと環境交流会」の集大成として、大学生が中心となり「ひょうごふるさと環境フォーラム2014」を開催

〔参加者数〕約300人

〔取組内容〕

県内9大学15名による学生スタッフ会議で企画運営。環境保全や地域づくりの視野の拡大と、地域の活動団体のネットワーク形成を推進

- ・ポスターセッション
- ・全体討論



ポスターセッション

### ○「ふるさとづくりは若者にまかせろ！！」(ふるさとづくり青年隊全県交流会)

県内10地域で展開した「ふるさとづくり青年隊事業」の全県交流会を青年隊参加者が中心となり開催

〔参加者数〕約200人

〔取組内容〕

ふるさとづくり青年隊の参加者が企画運営。活動を振り返り、他者から評価されることで仲間づくりと更なる活動展開への意欲を喚起

- ・成果発表と意見交換
- ・ブース展示



青年隊による成果発表会

### ○消費者・事業者・行政によるワークショップ～世代を超えて考えるネット社会

インターネットの安全安心な活用の方策について、大学生が中心となってワークショップを開催

〔参加者数〕約100人

〔取組内容〕

大学生が、ワークショップの企画・コーディネーターを担当。よりよい消費者市民社会の構築に向けて、消費者・事業者・行政へ提案

- ・基調講演(県警・事業者)
- ・ワークショップ



ワークショップの様子

## 2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）

県では、県政情報の共有をはじめ、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政の推進に努めています。これらの取組の中から主な事例をご紹介します。

### 県民と情報を共有する

#### 広報への県民の参画

県広報紙（誌）や広報番組に県民の参画を得ることにより、親しみやすさの向上や地域の新たな魅力発掘につなげる取組を進めています。

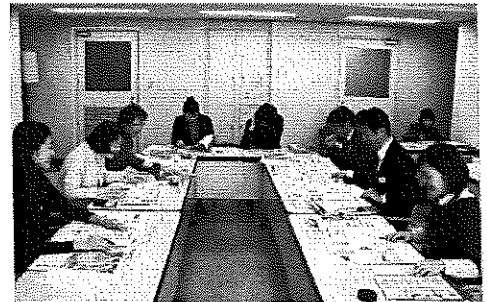
#### 読者編集員の広報紙（誌）作成への参画

〔読者編集員数〕 5 名（平成 26 年度末）

〔活動内容〕

県広報紙（誌）の内容、構成、デザイン等について、公募した読者編集員による県民目線での意見を反映

- ・県民だよりひょうご
- ・ニューひょうご ごこく



編集会議

#### 県民リポーターによる地域の魅力の発信

〔県民リポーター数〕 26 名（平成 26 年度末）

〔活動内容〕

公募した県民リポーターが、県民目線で取材した地域の魅力等を県広報紙（誌）やテレビ番組で紹介

- ・県民だよりひょうご
- ・ニューひょうご ごこく
- ・県民情報番組ひょうご “ワイワイ”



取材風景

### 県民と知恵を出し合う

#### 県民の提案・意見を施策に反映

政策形成段階から広く県民の意見を反映する取組を行っています。

#### 県民意見提出手続制度（パブリック・コメント）

県行政の基本的な計画や方針を定めるにあたり県民意見を募集し、対応を公表する手続き

〔実施件数〕 27 件

〔実施案件（主なもの）〕

- \* 洲本総合庁舎整備基本計画
- \* ひょうご障害福祉プラン
- \* 客引き行為の防止に関する条例骨子
- \* 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例骨子 など

## 地域ビジョン委員

公募による地域ビジョン委員が中心となり、地域ビジョンの実現に向けた主体的な地域づくり活動を展開。  
\*地域ビジョン：歴史、風土、文化などを共有する広域的な圏域ごとに描く地域の将来像と、その実現に向けた取組みの指針



地域ビジョン委員活動風景

〔活動人数〕809人

### 〈神戸地域〉

神戸の魅力を生かした多彩な交流事業を住民の参画と協働のもとに「神戸夢交流」として展開

〔主な取組み〕

- \*留学生と行く国際交流バスツアーの実施
- \*近代化産業遺産ツアーの実施

### 〈阪神南地域〉

芸術文化が蓄積し市民活動が活発な地域特性を生かし、自然と調和した環境先進都市づくりを推進

〔主な取組み〕

- \*武庫川河川敷等でのクロマツ保全活動
- \*まちの「ほっとかれへん」場所MAP作り

### 〈阪神北地域〉

豊かな自然と個性的な市民文化を育んできた地域の魅力を住民自ら再発見し、地域づくり活動の担い手を育成する取組を展開

〔主な取組み〕

- \*宝塚北部松尾湿原等を巡るエコツアー
- \*高齢者施設訪問事業

### 〈東播磨地域〉

「水辺」と「ものづくり」を地域特性とした東播磨で、生き生きと暮らし、育ち、学び、働ける地域づくりを推進

〔主な取組み〕

- \*水辺の環境体験学習「海の学習」の実施
- \*ものづくり企業への探訪会の開催

### 〈北播磨地域〉

豊かな自然や伝統産業等に恵まれ、交通の要衝でもある地域特性を生かして人々が交流し集う「ひょうごのハートランド」をめざす

〔主な取組み〕

- \*ふるさとふれあいウォーキングの開催
- \*麴文化探求ツアーの実施

### 〈中播磨地域〉

明治期の産業遺産「銀の馬車道」をはじめとする多彩な地域資源を生かし地域の魅力と人の輪をつなぐ取組を展開

〔主な取組み〕

- \*地場産業アイアンヘッドPRイベント実施
- \*埋もれた遺跡・文化等の現地調査実施

### 〈西播磨地域〉

農業や先端科学技術等の多彩な地域特性を踏まえ、行政と住民の参画と協働による地域づくりを推進

〔主な取組み〕

- \*「出る杭大会」の実施
- \*森林セラピー体験と実栗の巨木巡り

### 〈但馬地域〉

「あしたのふるさと但馬」をめざし、但馬夢シナリオの実現など地域住民と行政の参画と協働による地域づくりを推進

〔主な取組み〕

- \*「夢を語れ!但馬大好き人」但馬地域夢会議の開催
- \*TAJIMAスイーツ高校生バトルの実施

### 〈丹波地域〉

人と自然の調和した「丹波の森」の魅力をいかして、京都府との「大丹波連携」、地域資源を活用した交流人口や定住者拡大を推進

〔主な取組み〕

- \*有機農業体験「丹波の里塾」の開催
- \*ゆず、親鶏等を活用した商品の開発

### 〈淡路地域〉

エネルギー・農と食・暮らしの3つの持続を柱に「生命つながる“持続する環境の島”」を目指す「あわじ環境未来島構想」に取り組む

〔主な取組み〕

- \*放置竹林の整備・有効活用
- \*淡路島もりあげスピーチコンテストの開催

三田市では、ボランティアガイドグループ「ボランティアさんだガイド塾」が地域の歴史や文化をより多くの人に伝える活動を行っています。月2回、歴史勉強会を開き、その成果を生かして、依頼に応じて三田市の歴史スポットを巡るガイドを実施しています。

平成26年8月には子どもたちに地域の歴史を知ってもらおうと、旧市街地の地蔵堂を巡るイベントを三田市の県民交流広場「三田じばやん倶楽部」との共催で実施し、地元の小学生たち、10人が参加しました。

江戸時代に建立されたという一乗寺南地蔵尊など3カ所の地蔵堂を巡り、地域の歴史と文化に対する愛着を育むことが出来ました。



地蔵堂巡りの参加者

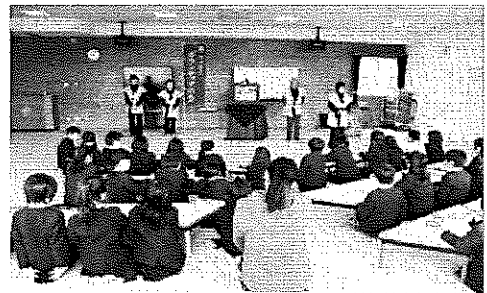
#### ボランティアさんだガイド塾代表 平井重次さん

我が町三田は古くから町が形成されており、ここで传承されてきた多くの文化や風習などの歴史を知り、終の棲家として来られた方たちに歴史・文化を知ってもらい三田に来てよかったと思ってもらえるよう、20名程で活動しています。

図書館で三田市民対象で月1度楽しく語ろう歴史井戸端会議を開催しています。

志方歴史ボランティアの会は、東播磨に伝わる歴史や民話などを地域住民に広く伝えるため、手作りの紙芝居を使った传承活動を行っています。

黒田官兵衛の妻で加古川市志方町出身の光姫を題材にした紙芝居「光姫物語」を制作し、小中学校や公民館、集会所などで地道に上演を続けています。観客からの口コミや、テレビなどで取り上げられたことにより、今では年間百回以上の上演依頼がきています。



歴史紙芝居

また、平成26年度には、地域からの依頼により、志方町の昔話を題材にした「大藤山ものがたり」「城山ものがたり」を制作、上演するなど、地域の歴史に対する住民の関心を高めるための活動を続けています。

#### 志方歴史ボランティアの会会長 三村隆子さん

私たちは、身近な地域の歴史を传承することで、住民に地域への愛着を再認識してほしいという思いで活動を始めました。今後は、原画展の開催や地域内外の団体との交流など、より広範囲に発信していきたいと思っています。

## 【国際交流】 キャッサバ収穫祭および日伯異文化交流会

西播磨地域

(矢野町まちづくり推進委員会)

相生市矢野町では、耕作放棄地対策として獣害に強いといわれるキャッサバ栽培に取り組んできました。キャッサバはブラジル北部で主食となっていることから、矢野町まちづくり推進委員会は NPO 法人関西ブラジル人コミュニティと連携し、キャッサバを通して神戸に住む日系ブラジル人たちと交流する取り組みを行っています。



キャッサバの芋堀り

キャッサバの収穫時期には、キャッサバ収穫祭及び日伯異文化交流会を開催し、子どもたちによる芋堀体験、キャッサバの芋を使った料理講習会、試食会、獅子舞の披露、サンバ体験等を行い、交流を深めました。

### 矢野町まちづくり推進委員会会長 中川武明さん

私たち矢野町まちづくり推進委員会ではキャッサバ栽培により耕作放棄地を解消して農業を活性化させるだけでなく、在日外国人との異文化交流、福祉作業所と連携した就労支援などを通して地域の活性化を目指しています。

## 【景観美化】 シスレーゆかりのバラを銀の馬車道に植えよう

但馬地域

(NPO 法人 いくのライブミュージアム)

朝来市生野町では、NPO いくのライブミュージアムによって、バラの植栽を通じた地域活性化の取り組みが行われています。植えられているのは、明治時代、銀の馬車道を設計したレオン・シスレーによってフランスにもたらされ、品種改良されたバラです。東北の被災地支援のためにフランスから送られていたこのバラを生野にも植えようという機運が高まり、今回 150 年ぶりに生野に里帰りすることになりました。



バラの植栽・贈呈式

生野の特産物であるカラミ石や生野瓦などを使って花壇を整備するなど、地域の活性化に役に立てることができました。平成 26 年度は 25 カ所、27 年度は 15 カ所程度植栽する予定です。

### NPO 法人いくのライブミュージアム理事長 桐山徹郎さん

生野産ノイバラがフランスから「絆」のネーミングで 150 年を経て里帰りし、それを記念に文化事業として、3 カ年計画で植栽に取り組んでいます。

昨年、朝来市生野町は国の重要文化的景観の認定を受けたことから、文化の香り漂う町並みを PR したいと思います。



## 参考① 参画と協働を進める各種団体・県民の意見

参画と協働を推進するために、地域づくり活動に取り組む団体や県民から意見を求めています。平成26年度は、下記の調査により意見を聴取しましたので紹介します。

### 県民ボランティア活動団体の意見(第8回年県民ボランティア活動実態調査(平成26年度)から)

ひょうごボランティアプラザでは県民ボランティア活動を行っている団体の実態や課題、ニーズ等を把握するため、県民ボランティア活動実態調査を実施しました。

- ① 活動における課題・問題点(複数回答可)
  - ・活動者数の不足 (39.7%)
  - ・世代交代の遅れ (38.4%)
  - ・資金不足 (24.1%)
- ② 阪神・淡路大震災後の行政政策で活動の助けになったこと(複数回答可)
  - ・助成金 (56.8%)
  - ・活動場所の提供 (24.7%)
  - ・情報提供・相談 (19.7%)
- ③ 今後さらに強化してほしい支援(複数回答可)
  - ・活動資金支援 (53.4%)
  - ・交流会・ネットワークづくりの支援 (18.4%)
  - ・情報提供・相談 (15.8%)

### 県民のふるさと意識と地域づくり活動への取組状況等(H26年県民意識調査から)

参画と協働の原動力となる県民のふるさと意識や地域づくり活動への取組状況等を調査するため、「参画と協働による兵庫のふるさとづくり」をテーマとして県民意識調査を実施しました。

- ① 地域への愛着
  - ・感じる (81.3%)
  - ・感じない (7.7%)
- ② 地域に愛着や誇りを感じる場所(複数回答可)
  - ・山や海、森や川などの自然 (44.9%)
  - ・近所の人や友人との付き合い (38.0%)
  - ・家族・親戚の存在 (29.6%)
- ③ 地域づくり活動への参加状況
  - ・参加したことがある (62.0%)
  - ・参加したことがない (34.6%)

※「地域への愛着の程度」と「地域づくり活動へ参加する人の割合」の相関関係

地域への愛着の程度	とても感じる	ある程度感じる	どちらともいえない	あまり感じない	ほとんど感じない
地域づくり活動への参加	69.0%	63.5%	45.6%	48.5%	34.6%

- ④ 活動に参加しない理由(複数回答可)
  - ・仕事や学校等が忙しく時間がない (41.3%)
  - ・いつ、どんな活動をしているかわからない (36.0%)
- ⑤ 地域づくり活動に参加したいと思う条件(複数回答可)
  - ・気楽に参加できそうとき (51.2%)
  - ・地域をよくすることに役立つと思えるとき (38.2%)

# 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

## 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条～第7条）
- 第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）
- 第4章 雑則（第11条～第12条）
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったこと、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められている。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進を図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

### （参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

### （参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

### （県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

### （県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合には、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合には、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

## 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

### （地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。
- 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。
- 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

- 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。
- 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるような必要な措置を講ずるものとする。
- 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。
- 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。
- 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

## 第3章 参画と協働による県行政の推進

### （県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。
- 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。
- 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。
- 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。
- 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

### （委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

### （推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

## 第4章 雑則

### （年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

### （補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

### 附則

#### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

#### （検証）

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、平成15年4月1日から施行しています。

## ひょうご震災 20 年ボランティア活動検証報告書の作成

### 1 目的

- これまでのボランティア活動の取組を検証し、今後のボランティア活動の充実・発展に生かす
- 今後懸念される大震災等の緊急時に迅速・的確に対応できるよう備える

### 2 検証委員会の設置・開催

[委員] 室崎 益輝 ひょうごボランティアプラザ所長 外 7 名 [回数] 3 回

### 3 内容

#### (1) ボランティア活動の変遷【別添資料 P1】

#### (2) アンケート調査からみたボランティア活動の現状【別添資料 P2】

分野別(①人材 ②資金 ③他機関との連携 ④情報発信 ⑤災害時のボランティア活動)に現状を整理

※「県民ボランティア活動実態調査(事務局:ひょうごボランティアプラザ)」による現状

[調査対象] 県内NPO法人及び市区町社会福祉協議会登録団体から 5,000 団体を無作為抽出(有効回答:2,642 団体 有効回答率:52.8%)

[調査結果(概要)]

- ボランティア活動が定着し、量的拡大や連携による面的広がりが見られる
- ボランティア活動団体が、行政や企業では対応しきれない課題に独自の発想や方法で取り組んできたことの評価は高まっている
- 二極化の発生(NPO法人と任意団体の活動の担い手、支出総額、抱えている問題の違い等)
- ボランティア活動を担い支える基盤(活動者数、寄附金収入)の伸び悩み

#### (3) ボランティア活動の課題と今後の方向性【別添資料 P2~3】

	課 題	今後の方向性
①人 材	○ 新たな担い手の確保・ボランティア活動の裾野の拡大 ○ スタッフの能力向上・後継者の育成	○ ボランティア活動への関心を高め、継続した活動に結びつける ○ 幼少期からボランティア活動に親しむ機会をつくる ○ ボランティア活動を支える専門性の高い人材の育成
②資 金	○ 安定した財源の確保	○ 事業内容や活動状況に応じて資金を調達する ○ 寄附金や会費を増やすための工夫をする
③他機関との連携	○ 多様な主体との連携強化	○ 連携・協働についての理解を深める ○ 連携・協働のネットワークやプラットフォームをつくる
④情報発信	○ 情報発信の充実強化	○ 信頼性を高めるために、積極的に情報を発信する
⑤災害時のボランティア活動	○ 被災者ニーズに応じた災害ボランティア活動の推進 ○ 災害ボランティア活動への参加促進	○ 災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げられるよう備える ○ 災害ボランティアに参加しやすい仕組みをつくる

#### (4) 有識者及び検証委員会委員からのメッセージ